

事業成長・持続支援融資 一般資金（経営力向上関連保証制度）要綱

1 目的

この融資制度は、中小企業者等が必要とする事業資金を融資し、経営力の強化及び向上を図ることを目的とする。

2 融資対象資金

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する経営力向上計画（以下「経営力向上計画」という。）に従って行われる事業のための資金のうち、次に掲げるもの。

(1) 「3融資対象」の(1)の対象者が申込する場合

経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業のうち、新事業活動の実施に必要な運転資金及び設備資金、事業承継等に必要な資金又は事業承継等事前調査に必要な資金

(2) 「3融資対象」の(2)の対象者が申込する場合

経営力向上計画に従って行われる事業承継等に必要な運転資金及び設備資金

3 融資対象

原則として、京都市内で継続して6箇月以上同一事業を営む特定事業者（中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等を含む）で、次のいずれかに該当するもの。

(1) 経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第5項各号に規定する特定事業者であって、経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施するもの。

(2) 次の①から③のいずれにも該当するもの。

① 経営力向上計画（認定申請日の直前の決算において、次の要件（※1）を備える者であることの記載があるものに限る。）を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第5項各号に規定する特定事業者であって、経営力向上計画に従って事業承継等を行うもの。

ア. 資産超過であること。

イ. $EBITDA$ 有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が10倍以内であること。

② 申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。

③ 保証協会への申込日（※2）において、返済緩和している借入金がないこと。

（※1） 認定取得後、保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。

(※2) 申込日が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。

(注) 本要綱における特定事業者は、以下に限られる。

- ① 特定事業者であって、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「保険対象中小企業者」という。）に該当するもの。
- ② 特定事業者であって、法第22条第1項の規定により保険対象中小企業者とみなされるもの。
- ③ 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）附則第9条第2項の規定により特定事業者とみなされるものであって、保険対象中小企業者に該当するもの。

4 融資条件

(1) 融資限度額

- ア 有担保の場合 2億円以内
- イ 無担保の場合 8,000万円以内

ただし、京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の経営力向上関連特別保証の保証利用可能額の範囲内とする。

(2) 融資利率

金融機関所定利率（固定金利）

ただし、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。

(3) 融資期間

10年以内

ただし、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。

(4) 返済方法

原則として元金均等月賦返済

ただし、必要により1年以内の据置期間を認める。

(5) 保証人・担保

保証協会の保証付

保証人は必要に応じて徴求することとする。ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない。また、3(2)に該当する場合は保証人を徴求しない。

担保は必要に応じて徴求することとする。

5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 福邦銀行 池田泉州銀行
京都信用金庫 京都中央信用金庫 近畿産業信用組合 京滋信用組合
三菱UFJ銀行 みずほ銀行 商工組合中央金庫

6 融資の手続き

(1) 相談・受付

本制度による融資の相談及び受付は、取扱金融機関の本・支店とする。ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、本制度の内容、申込資格、手続き等を説明する。

(2) 提出書類

融資の申込をしようとするものは、融資申込書（取扱金融機関所定）に次の書類を添えて5の受付場所に提出しなければならない。

- ア 信用保証委託申込書（保証協会所定）
- イ 試算表等
- ウ 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可証等の写し
- エ 市民税の納税証明書
- オ 必要に応じ登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款の写し
- カ 経営力向上計画の写し（認定申請書の写し）
- キ 経営力向上計画に係る主務大臣の認定を証する書面の写し（有効期限内のもの）
- ク その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた書類

7 関係機関の事務処理

(1) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、融資の申込を受け付けたときは、提出書類の内容を審査し、融資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

(2) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受け付けた保証依頼について保証の可否を審査し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

(3) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行する。

8 その他

- (1) 本制度の利用にあたっては、市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないことを要件とする。
- (2) 京都市は、関係機関に対し、本制度の実施状況等についての調査・照会することができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。
- (3) 本制度の実施について必要な事項は、別に定める。
- (4) 本制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の一般資金「経営力向上関連保証制度」取扱要領に基づき受け付けた融資については、なお従前の例による。